

家系図。

はじめに

ちよつと身構えてしまう言葉かもしれません。

名のある家ではないし、つくつたつてしようがないと思うかもしれません。

自分はどこから来たのだろうか？

だれでも、いつか気にかかる時が来るものです。

これは世界共通で、米国では自分のルーツ探しは庭いじりの次に人気があるという話です。

「祖先をまつる」という信仰とは関係なく、人類共通の関心なのでしよう。

お金持ちでも、そうでなくても、親はふたり、祖父母は4人、同じです。

だれでも、ご先祖様あればこそ自分があるのです。

関心があるのだつたら、一歩踏み出してみてもどうでしょう。

調べていくと、いろいろな発見があるでしょう。

今までつながりがあるとは思っていなかった苗字を持つ

ご先祖様がいることが判るかもしれません。

子供の頃には行き来があつたけれど、

今はもう会うこともなくなってしまうた親戚とも、
そのつながりをあらためて見出すことができるかもしれません。

「家」といっても、今や時代劇や小説の中でしか聞かないものですが、
古い戸籍では記載されている人数も多く、

ご先祖様がまさにその「家」の中にいたことも判るでしょう。

昔は、小さいうちに亡くなる子どもも多くいました。

戦争で亡くなったご先祖様もいるかもしれません。

幕末から明治維新の時代に生きたご先祖様も見つかるとはなりません。

歴史的事件に立ち会ったご先祖様もいるかもしれないのです。

ご先祖様を調べることで、

自分と、そしてご先祖様が、

時代とつながっていることを実感できるでしょう。

本書では、150年程度さかのぼることを目指して、

戸籍を手に入れて読み解くことを中心に、

調べた結果を家系図に描いていく方法などもまとめています。

戸籍はふだん扱うものではないので、

調べるためには手間も時間もかかりますが、

やる気があれば自分で家系図をつくることができます。

やってみませんか。

戸籍には保存期限がありますので、

やると決めたなら早めに始めることをお勧めします。

第1章

家系図とは何か

- 1 最古の家系の記録 8
- 2 そもそも「家系」とは 10
- 3 家系図の描き方 12
- 4 記載する情報 20
- 5 家系図情報取り扱いの注意 25

第2章

家系図作成の流れ

- 1 まずは戸籍から調べましょう 28
- 2 さらに過去までさかのぼるには 32
- 3 戸籍による情報収集と家系図作成の流れ 43

第3章

戸籍を手に入れる

- 1 必要な情報 52
- 2 戸籍を手に入れるく役所へ出向く場合 63
- 3 戸籍を手に入れるく郵送請求する場合 72

第4章

戸籍の編製から廃棄まで

- 1 戸籍がなくなるまでの流れ 78
- 2 戸籍／除籍／改製原戸籍／再製原戸籍 80
- 3 戸籍ができる原因、なくなる原因 85

第5章

戸籍書式の時代による違い

- 1 明治5年式戸籍 94
- 2 明治19年式戸籍 96
- 3 明治31年式戸籍 108
- 4 大正4年式戸籍 116
- 5 昭和23年式戸籍 126
- 6 平成6年法律による戸籍事項証明書 137
- 7 転籍記載の書式による違い 143

第6章

改製について

- 1 改製の全体像 152
- 2 昭和の改製 158

戸籍のたどりかた

173

文字や地名の解読

213

1 数字の読取り方

215

2 戸籍で使われる単語

218

3 変体仮名

219

4 地名の探し方

223

5 それでも読めないとき・

226

判らないとき

家系図のかたち

231

1 掛軸

234

2 巻物

236

3 折本

238

4 和綴本

240

5 簡易につくる場合

242

6 専門家に依頼する場合の注意

244

さあ、家系図をつくろう

247

1 まずは縦型図を作成

248

2 縦型図から横型図への展開

250

3 手書きでつくる

252

4 コンピュータでつくる

254

ご先祖様の生きた時代

あとかき

戸籍の保存期間の延長について

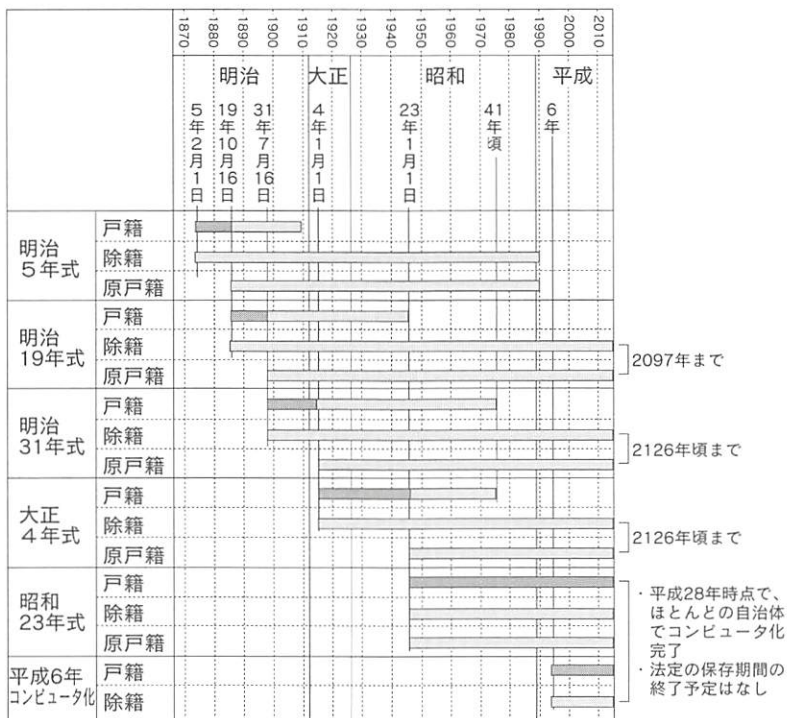
❀ 家系図をつくりたい方に朗報です ❀

2010年5月6日の戸籍法施行規則の改正により、戸籍（除籍・改製原戸籍）の保存期間が従来の80年から150年に延びました*。改正前であれば破棄されてしまったかもしれないご先祖様の戸籍が保存されることになって「ひと安心」ですね。

※コンピュータ化による平成改製原戸籍は従来の100年から150年

➡ 関連するページ p.81-83、p.152-157、p.174-205

戸籍の存在期間の概要



□ 法定の保存期間が終了していないものが存在している可能性のある期間

■ 新規に編成された期間

(注意)

- この図は日本のどこかに戸籍が残っている可能性を示すものであり、個別の保存期間は、その戸籍が除籍となったか、改製された時点から起算されます。
- 戸籍は保存期間内であっても、災害等の原因で失われることがあります。
- 保存期間を超えた場合にただちに廃棄すべきという定めがあるわけではないので、保存期間を超えても保存されている場合もあります。

1 家系図とは何か



明治末期頃撮影 (写真提供：大竹勝治郎)

1. 最古の家系の記録



現在残っている最古の家系の記録といわれているのは、1968年に埼玉県行田市稲荷山古墳で発掘された鉄剣に刻まれた銘文です。

鉄剣には、表と裏に次のように刻まれていました。

(表) 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利足尼其兒名豆已加利獲居其兒名

多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半豆比

(裏) 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼

宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

これをカナ混じりの文に直すと、次のようになります。

(表) 辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、(名は)オホヒコ。其の兒、名はタカ

リスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はタカヒシワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。

(裏) 其の児、名はカサヒヨ。其の児、名はヲワケの臣。世々、杖刀人(じょうとうじん) 〓大王に仕えた武人)の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケルの大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

この鉄剣の持ち主である「ヲワケの臣」が、その先祖を8代にわたって記してあります。これは、罫線を使った書き方ではありませんが、文章系譜といわれているものです。つくられた年代は、5世紀といわれています。

まめ知識 「系図」と「系譜」

「系図」、「家系図」という言葉のほかに、「系譜」という言葉もあります。内容は同等です。英語では、系譜は genealogy、lineage、系図は family tree, genealogical table, pedigree です。

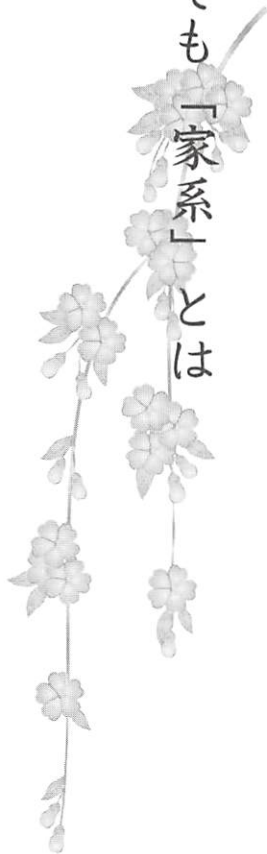
この本では、「系図」を図のかたちにしたもの、「系譜」を図でないものとして、使い分けします。


2. そもそも「家系」とは

稲荷山古墳出土の鉄剣に書かれた名前は、「ヲワケの臣」の血縁上の祖先のものなのでしょうか。研究によると、「其見」と書いてあっても単純に父子関係にあるとはいえない、地位継承の関係を記録したもののようです。

このような家系の記録の作成は、もっぱら古代氏族から始まり、公家や武家でもなされるようになりました。9世紀には有名氏族の系譜集が編まれて朝廷に献上されていますし、江戸時代にも大規模なものがつくられています。系譜集の規模の拡大に伴い、自分の家柄が良いように見せるために内容を偽造することも増え、それを商売にする専門家も現れたといえます。

武家・公家にとっては由緒ある血統が重要であり、その具体的なかたちとして「家」というしくみが存在しました。一方、庶民にとっては、家業を基礎とした共同生活体の資産を世代を超えて継承してゆくしくみとして、「家」は存在価値がありました。「家」の長である家長の継承のしかたは、武家が父系長男を重視したのに対し





て、庶民の間では柔軟でした。親族以外も「家」の構成員に入れ、適格であれば次代の家長にも選んだようです。

家父長制を明確にして「家」を法制度上のかたちにしたのが、明治・大正の戸籍制度でした。その後、昭和23年施行の全面改正された民法が「個人の尊厳と両性の本質的平等」を原則としたことにより、これに反する法制度上の「家」はなくなりました。

法制度上の「家」もなくなり、また、家業で生活するということも非常に少なくなった現在、「家系図」には、どんな範囲の人を載せるのでしょうか——伝統的な系譜集のように父方をたどるのか、それともたどることが可能なすべての経路をたどるのか、それはあなたの考え方次第です。

3. 家系図の描き方



家系図の描き方に、こうしなければならぬというルールはありません。しかし、一般的に守られているかたちというものがあり、そのかたちに沿ってつくっておくと、のちにほかの人が見たときに理解しやすくなります。

そこで、家系図の描き方について、いくつかの視点から整理しておきます。



縦型・横型

図は徳川家の家系図の一部です。横型では、長くなってしまうので一部省略しました。縦型は代が替わることによって下に追加する描き方で、つながりが判りやすくなります。横型は代が替わることによって横に追加する描き方です。つながりは判りにくいものの、紙について代々延ばしていきやすいかたちです。

清水 潔

神奈川県行政書士会会員。1952年、横浜市生まれ。相続関係業務を主としてリーガルアシスト横浜を運営。

「自分でつくる家系図」(<http://legal-assist-yokohama.com/kakeizu/tsukuru.php>)にて、wordでの作成方法などを掲載しています。

戸籍を読み解いて家系図をつくろう

平成21年9月20日 初版発行
平成29年1月10日 初版5刷

検印省略



日本法令[®]

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<http://www.horei.co.jp/>

著者	清水	潔
発行者	青木	健次
編集者	鈴木	潔
印刷所	千	修
製本所	国宝	社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <http://www.horei.co.jp/shop>

(お詫びと訂正) <http://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

- ・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。
- ・[®](日本複製権センター委託出版物) 本書の全部または一部を無断で複製複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© K.Shimizu 2009. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72123-0